

〔 平 16 . 1 . 23 〕
〔 金 融 小 3 - 2 〕

資 料

（北欧諸国等の税制関係）

目

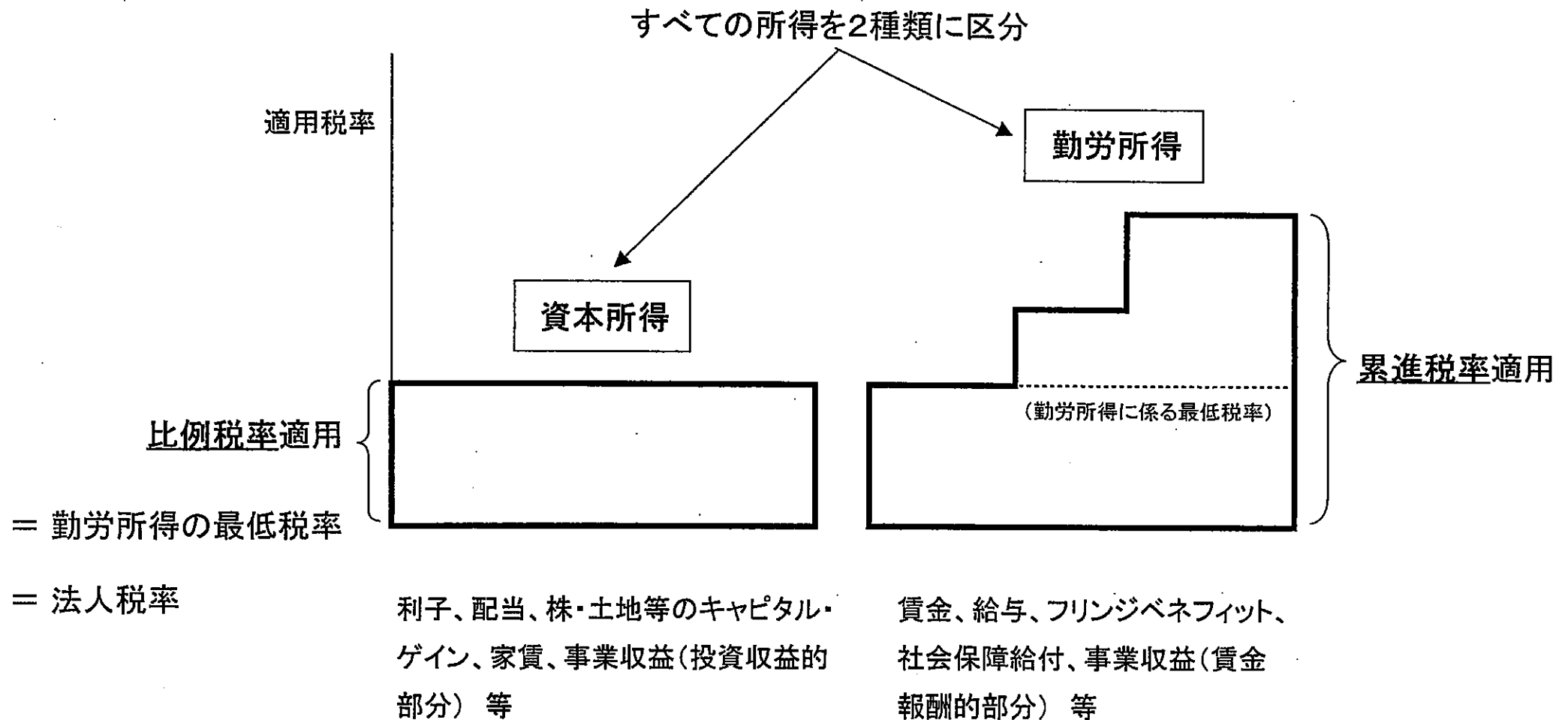
次

・ 二元的所得税の考え方	1
・ 北欧諸国及びオランダにおける個人所得課税（国＋地方）の概要	2
・ 北欧諸国及びオランダにおける損益通算等の概要	3
・ スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	4
・ フィンランドの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	5
・ ノルウェーの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	6
・ オランダの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	7
・ 北欧諸国及びオランダにおける個人所得課税の税率構造（イメージ）	8
・ 北欧諸国及びオランダについての基礎データ	9

二元的所得税の考え方

— S. Gnossen, "Dual Income Tax" (1997) に基づく概念図 —

- ・「勤労所得」と「資本所得」を「分離」して課税
- ・「勤労所得」は「累進税率」で課税
- ・「資本所得」は「合算して比例税率」で課税
- ・資本所得の税率は「勤労所得の最低税率と法人税率と等しく」設定



北欧諸国及びオランダにおける個人所得課税(国+地方)の概要 (未定稿)

	基本形態 (S.Cnossen "Dual Income Tax" (1997))	スウェーデン	フィンランド	ノルウェー(注1)	オランダ
勤労所得	・勤労所得 (累進税率) ※所得例 賃金・給与、社会保 障給付、事業収益 (報酬的部分)等	「勤労所得」(国+地方) ※ストックホルムの場合 〔0, 20, 25%(国) 29.77%(地方)〕	「稼働所得」(国+地方) ※ヘルシンキの場合 〔0~35%(国) 17.5%(地方)〕	「個人所得」(国) (0~19.5%)	「ボックス1所得」(国) (32.9~52.0%)(注2) ※ボックス1所得=勤労所得 等
資本所得	・資本所得 (比例税率) (勤労所得の最低 税率及び法人税 率と同率) ※所得例 利子、配当、キャピ タル・ゲイン、家賃、 事業収益(投資収益 的部分)等	「資本所得」(国) (30%)	「投資所得」(国) (29%) (預金等利子につい ては、29%の税率で源 泉分離課税)	「一般所得」 (国+地方) (28%) 〔11.76%(国) 16.24%(地方)〕	「ボックス2所得」(国) (25%) ※ボックス2所得=大口持分 株式等に係る配当及び譲渡 収入(注3) 「ボックス3所得」(国) (30%) ※ボックス3所得=保有資産 額×みなし収益率(4%)
法人税率	—	28%	29%	28%	29%, 34.5%
富裕税	—	あり	あり	あり	なし(2001年廃止)
二元的所得税 等の導入年	—	1991年	1993年	1992年	2001年

(注1) ノルウェーにおいては、資本所得を含む全ての所得に、諸控除等を適用して算出した一般所得に対し、比例税率(28%)を適用(国税と地方税の配分は、毎年見直される)。また、一定額以上の個人所得(勤労所得)に対し、別途、累進税率を適用(諸控除の適用なし)。

(注2) 累進税率の第1ブラケット(32.9%)、第2ブラケット(38.4%)には、31.2%の社会保険料が含まれる。

(注3) オランダにおいては、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の有限会社に対する持分からの所得をいう。

(備考) 2003年現在。IBFD "European Taxation (2003 Release2)"、各国資料等による。

北欧諸国及びオランダにおける損益通算等の概要(未定稿)

	スウェーデン	フィンランド	ノルウェー	オランダ
資本所得と勤労所得との通算	不可(注)	不可(注)	- 個人所得では、資本所得は課税対象外(通算不可)。 - 一般所得では、通算可。	不可
資本所得内の通算	- 資産によって一定の限度で資本所得内の通算可。 - 株式譲渡損失は、株式譲渡益と通算可。また、株式譲渡益と通算しきれなかった損失は70%を限度に他の譲渡益を含む資本所得と通算可。	- 譲渡損失以外の損失は、資本所得内の他の利益(利子を除く)と通算可。 - 譲渡損失は、譲渡益とのみ通算可。	- 個人所得では、資本所得は課税対象外(通算不可)。 - 一般所得では、通算可。	- ボックス2所得内の通算可。 - ボックス3では損失発生せず(純資産額に対する4%みなし収益課税)。
支払利子控除 (事業目的以外)	全利子につき、資本所得から控除可。	居住用住宅取得のための借入金利子等につき、投資所得から控除可。	- 個人所得では、控除不可。 - 一般所得では、全利子につき、控除可。	居住用住宅取得のための借入金利子等につき、ボックス1所得(勤労所得等)から控除可。
帰属家賃課税	なし	なし	- 個人所得では、なし。 - 一般所得では、あり。	あり(ボックス1所得に算入)
納税者番号制度	あり	あり	あり	あり

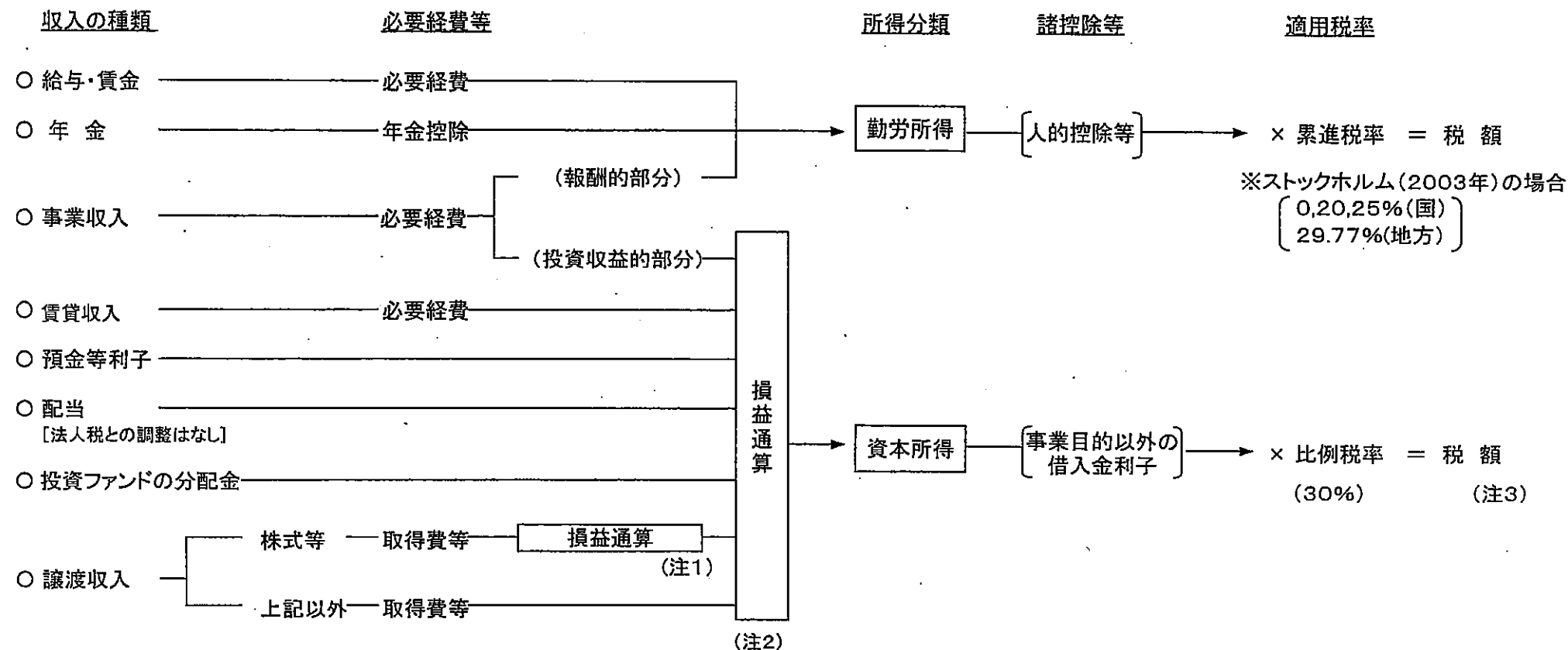
(出典) IBFD“European Taxation Database 2003 (Release2)”、各国資料

(注) 資本所得の合計が負の場合、その一部を勤労所得にかかる税額から控除できる。

スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

（2002年現在）



(注1) 株式等による譲渡損失は、その全額を株式等による譲渡益と通算可能。通算しきれない部分は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

(注2) 譲渡損失の損益通算が認められる範囲は、譲渡資産の区分に応じて異なる。

(注3) 資本所得内での損益通算後、なお資本所得が負となる場合、SEK10万（約140万円）まではその30%、SEK10万超はその21%を勤労所得に係る税額から税額控除可。

(注4) 一定額（単独申告の場合はSEK150万（約2,100万円）、夫婦共同申告の場合はSEK200万（約2,800万円））を超える株式、不動産等の資産に対しては、富裕税（税率：純資産額 × 1.5%）が別途課される。

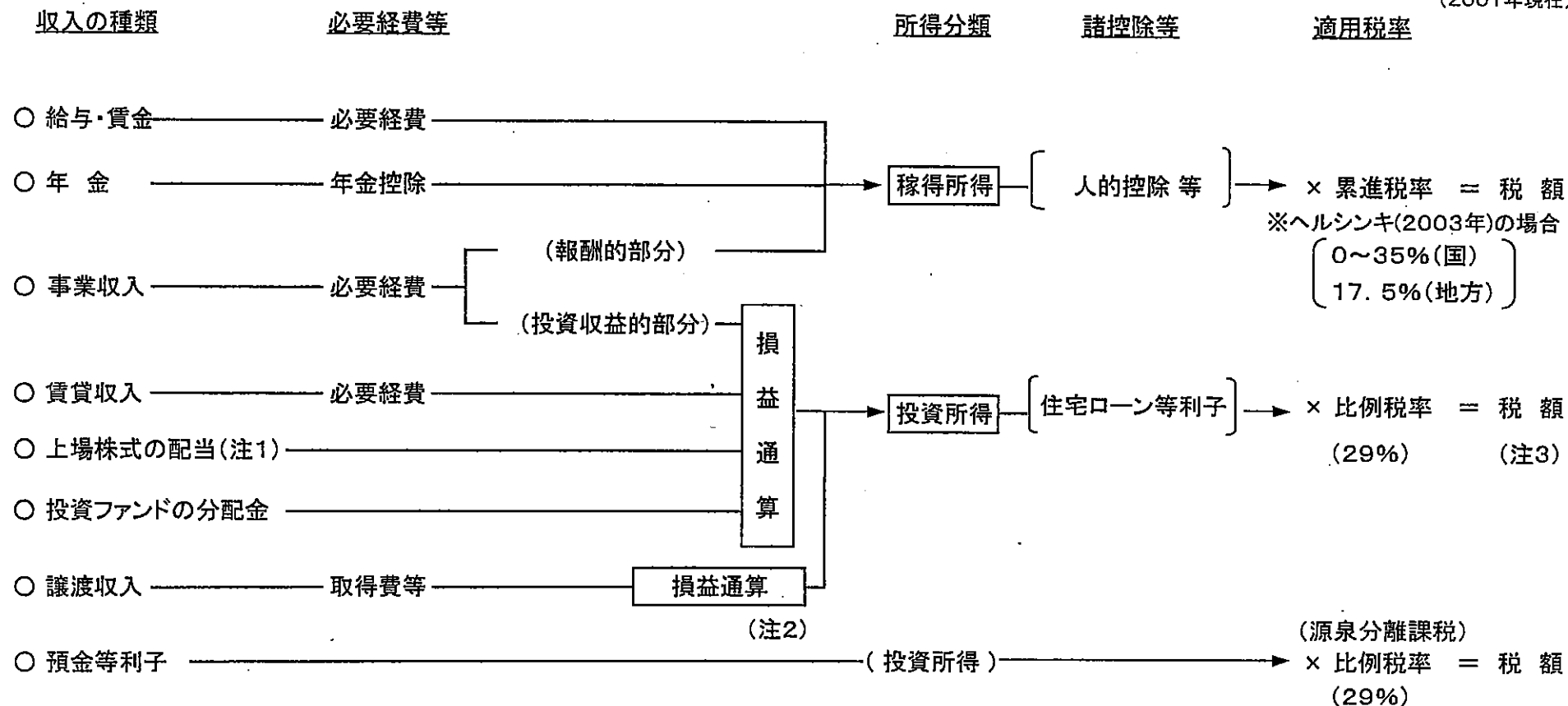
（出典）IBFD “European Taxation Database 2003 (Release 2)”等より作成。

（備考）邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ（SEK）＝14円（裁定外国為替相場：平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値）。

フィンランドの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

（2001年現在）



(注1) 上場株式の配当は、受取配当額とその29/71を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の29/71を控除する。

(注2) 譲渡損失は、譲渡収入以外の他の投資所得と損益通算できない。

(注3) 投資所得が負となった場合、これに投資所得に係る税率(29%)を乗じた額(1,400ユーロ(約18万円)を限度とする)を稼得所得に係る税額から税額控除可。

(注4) 預金、不動産等の資産に対しては、富裕税(税率: 純資産額×0.9%)が別途課される。

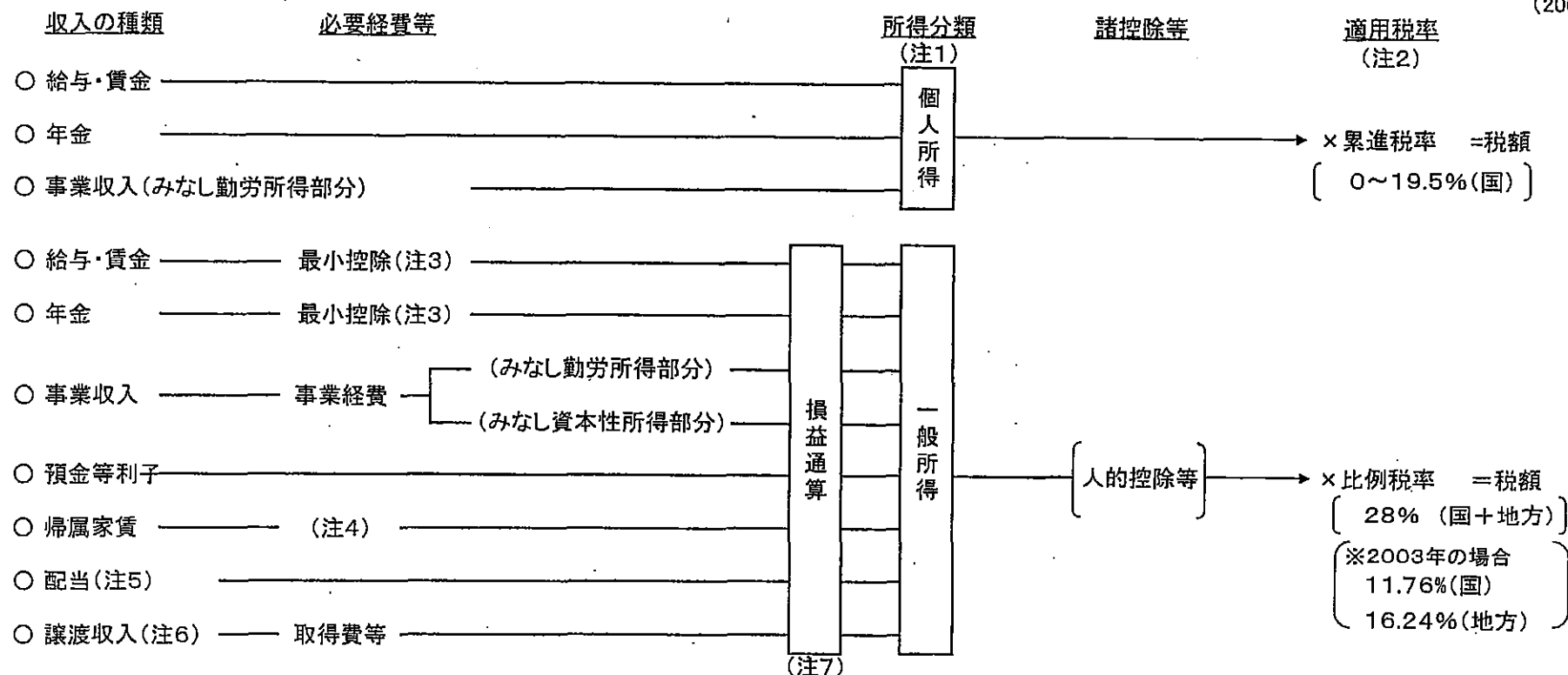
(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

ノルウェーの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2003年現在)



(注1) ノルウェーにおいては、資本所得を含む全ての所得に、諸控除等を適用して算出した一般所得に対し、比例税率(28%)を適用(国税と地方税の配分は、毎年見直される)。また、一定額(2003年は原則NOK320,000(約512万円))以上の個人所得(勤労所得)に対し、別途、累進税率(0%, 13.5%, 19.5%)を適用(所得付加税(国税))。

(注2) 低所得の年金受給者については、その所得額や資産額等に応じて、免税又は軽減課税がなされる場合がある。

(注3) 給与・賃金及び年金所得については、その24%(最高NOK45,700(約73万円))を関連支出として概算控除できる(実額控除も選択可)。

(注4) 通常の維持費は控除できないが、支払利子及びNOK5,000(約8万円)を超える異常な損害のための支出は控除できる。

(注5) 配当については、完全インプテーションが適用される(株主は、法人の支払税額相当分の税額控除を受ける)。

(注6) 株式については、留保利益(又は損失)に応じて、毎年、取得価格が再評価される("RISKシステム")。

(注7) 通常、損失については10年間の繰越しが認められる(繰戻しは不可)。

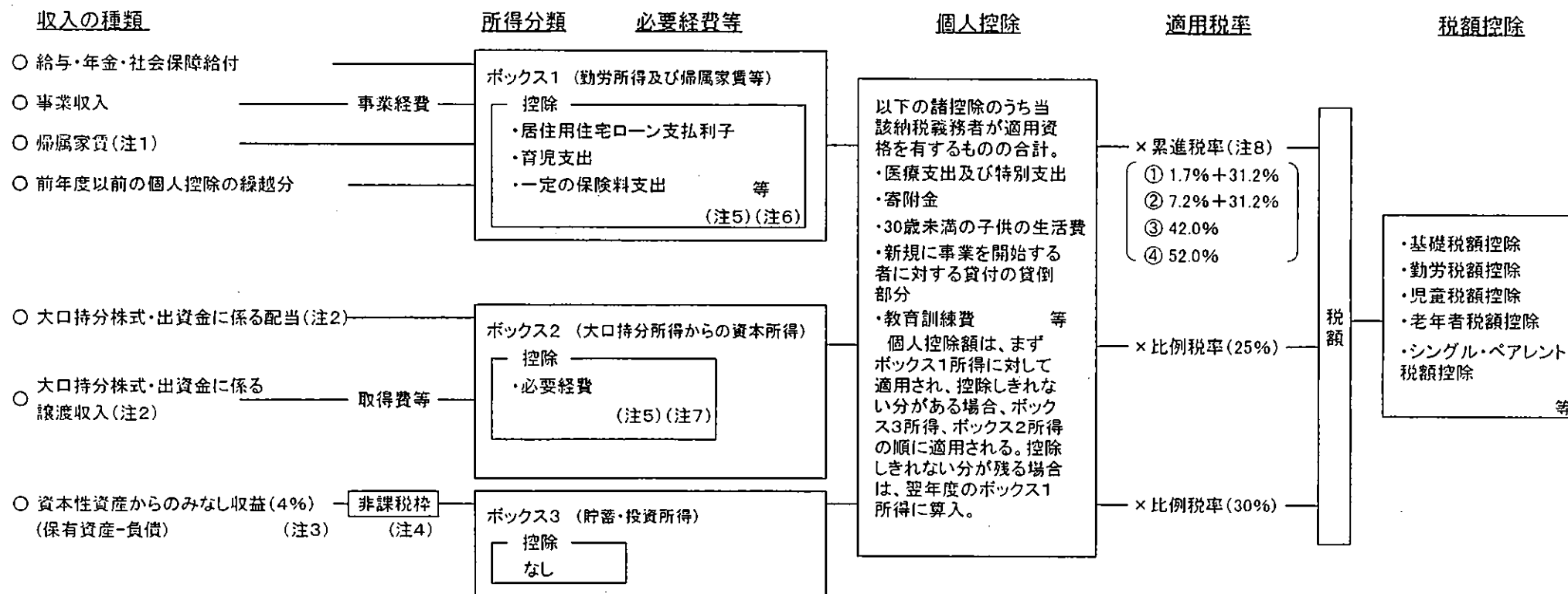
(注8) NOK120,000(約192万円)を超える市場価格のある全ての不動産、動産、債券に対しては、別途富裕税(国税は0.2%, 0.4%の累進税率、地方税は0.7%の比例税率)が課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release 2)"等より作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ノルウェー・クローネ(NOK)＝16円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

オランダの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿
(2003年現在)



(注1) 帰属家賃は、不動産評価法に基づいた資産価格に応じて、法定収益率(0.3%~0.8%)をかけて算出する(8,200ユーロ(約108万円)を限度)。

(注2) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の、私的有限会社(B.V.)、公的有限会社又は(N.V.)に対する持分。

(注3) 保有資産の適正市場額は、1月1日と12月31日の市場価格の平均から算出する。対象となる保有資産には、貯金、別荘及び賃貸用住宅(居住用住宅は含まれない)、ボックス2に分類されなかった株式・その他の有価証券等が含まれる。また負債には居住用住宅に係る住宅ローン等は含まれない。なお、支払利子及びその他の経費の控除は認められない。

(注4) 資本性資産には、18,800ユーロ(約248万円)の非課税枠(65歳以上である場合や、扶養する子供の数に応じて増額)がある。

(注5) 各ボックス内で生じた控除しきれなかった部分と他のボックス所得との通算は認められない。

(注6) ボックス1所得について控除しきれなかった部分は、3年間の繰戻し、8年間の繰越しが認められる。ただし、会計帳簿の適切な保存を条件に、事業に係る欠損金がボックス1内で最後に残った場合は無期限の繰越しが認められる。

(注7) ボックス2所得について控除しきれなかった部分は、3年間の繰戻し、無期限の繰越しが認められる。ただし、一定の場合には、ボックス1に対する税額控除への転換が可能。

(注8) 第1及び第2ブラケットの所得については、所得税に加え、31.2%の社会保険料が課される。

(出典) IBFD "European Taxation Database 2003 (Release2)"、オランダ租税関税庁ホームページ、オランダ財務省 "Taxation in Netherlands 2003"、同 "Revision of Taxation 2001" 等により作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

北欧諸国及びオランダにおける個人所得課税の税率構造(イメージ)

国名	資本所得	勤労所得	法人税率
スウェーデン	(資本所得) 30% (国)	(勤労所得) ※ストックホルムの場合 29.77% (国) 18.15% (県) (18.15%) (市町村等) 54.77%	28%
フィンランド	(投資所得) 29% (国)	(稼得所得) ※ヘルシンキの場合 17.5% (12.16,22,28,35%) (国) 52.5% (地方等)	29%
ノルウェー	(一般所得) 28% (国)	(個人所得) 47.5% (13.5,19.5%) (国) (11.76%) (国) (16.24%) (地方)	28%
オランダ	(ボックス3所得) (ボックス2所得) 30% 25% (国)	(ボックス1所得) 32.9% (1.7%) 38.4% (7.2%) 42% 52% (国)	29%, 34.5%

(備考) 2003年現在。IBFD "European Taxation (2003 Release2)"、各国資料等による。

北欧諸国及びオランダについての基礎データ(未定稿)

(参考)

	スウェーデン	フィンランド	ノルウェー	オランダ	日本
面積	45.0 万 km ²	33.8 万 km ²	38.6 万 km ²	4.2 万 km ²	37.8 万 km ²
人口 (2002 年)	888 万人	520 万人	454 万人	1,614 万人	1 億 2,748 万人
GDP (2002 年)	32 兆 7,586 億円 (2 兆 3,399 億 SEK)	18 兆 4,404 億円 (1,397 億ユーロ)	24 兆 3,312 億円 (1 兆 5,207 億 NOK)	58 兆 6,212 億円 (4,441 億ユーロ)	500 兆 7,286 億円
1 人当たりGDP	約 369 万円	約 355 万円	約 536 万円	約 363 万円	約 393 万円
個人金融資産残高	47.8 兆円 (3 兆 4,144 億 SEK)	18.9 兆円 (1,431 億ユーロ)	20.8 兆円 (1 兆 2,983 億 NOK)	42.4 兆円 (注) (3,210 億ユーロ)	1,385.4 兆円
内 訳	・ 現金・預金: 18.2% ・ 債券・其他証券: 2.8% ・ 投資信託: 9.7% ・ 株式・出資金: 22.3% ・ 保険・年金: 37.2% ・ その他: 9.8%	・ 現金・預金: 33.5% ・ 債券・其他証券: 1.2% ・ 投資信託: 5.0% ・ 株式・出資金: 34.3% ・ 保険・年金: 21.4% ・ その他: 4.6%	・ 現金・預金: 34.0% ・ 債券・其他証券: 1.4% ・ 投資信託: 7.2% ・ 株式・出資金: 14.3% ・ 保険・年金: 35.0% ・ その他: 8.1%	・ 預貯金: 41.7% ・ 債券・其他証券: 1.9% ・ 株式・出資金: 56.4% (注)	・ 現金・預金: 56.5% ・ 債券・其他証券: 1.6% ・ 投資信託: 2.2% ・ 株式・出資金: 6.5% ・ 保険・年金: 28.6% ・ その他: 4.7%
1 人当たり 個人金融資産残高	約 538 万円	約 363 万円	約 458 万円	約 263 万円 (注)	約 1,087 万円
国民所得に占める個人所得 課税負担割合(国+地方)	23.6%	19.7%	14.3%	9.0%	6.1%
備 考	首都:ストックホルム 言語:スウェーデン語 EU加盟(ユーロ未参加)	首都:ヘルシンキ 言語:フィンランド語 (一部スウェーデン語) EU加盟	首都:オスロ 言語:ノルウェー語	首都:アムステルダム 言語:オランダ語 EU加盟	—

(注) オランダの個人金融資産残高及びその内訳については、他国と統計のとり方が異なる。例えば、保険・年金や現金が含まれていないと考えられる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=132 円、1スウェーデン・クローネ(SEK)=14 円、1ノルウェー・クローネ(NOK)=16 円(裁定外国為替相場:平成 15 年6月から 11 月までの間における実勢相場の平均値)。

(出典) 日本の面積については、国土地理院ホームページ。人口については、国際連合“Monthly Bulletin of Statistics”(September 2003)。GDP については、OECD “National Accounts of OECD Countries 1990-2001”。個人金融資産残高及びその内訳については、スウェーデンは Statistics Sweden ホームページ(2002 年)、フィンランドは Statistics Finland からの回答(2002 年)、ノルウェーは Norges Bank ホームページ(2000 年)、オランダは Centraal Bureau voor de Statistiek からの回答(2000 年)、日本は日本銀行「資金循環統計」(平成 15 年 6 月末)。国民所得に占める個人所得課税負担割合については、諸外国は OECD “National Accounts of OECD Countries 1990-2001” 及び OECD “Revenue Statistics 1965-2002”、日本は平成 16 年度当初予算ベース。上記以外は外務省ホームページ。